大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 平成二十二年十二月七日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 三井造船生活協同組合田井店 所在地 玉野市田井三丁目一三-四一
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名 名称 三井造船生活協同組合 住所 玉野市玉二丁目五-五 代表者の氏名 理事長 武部 吉治
 - 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置

(変更前)届出書添付図二-三建物配置図に記載のとおり (変更後)届出書添付図二-二建物配置図に記載のとおり

イ 駐輪場の位置

(変更前)届出書添付図二-三建物配置図に記載のとおり (変更後)届出書添付図二-二建物配置図に記載のとおり

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前)午前九時三十分 (変更後)午前八時三十分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前)

駐車場一及び二 午前九時二十分から午前零時十分まで 駐車場三 午前九時二十分から午後七時十分まで (変更後)

駐車場一及び二 午前八時二十分から午前零時十分まで (駐車場一の一部については、午前八時二十分から午後十時まで) 駐車場三 午前九時二十分から午後七時十分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 届出書添付図二-三建物配置図に記載のとおり

(変更後)届出書添付図二-二建物配置図に記載のとおり (出入口二については、午後十時から翌日午前八時二十分 まで閉鎖する。)

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び来客が駐車場を利用することができる時間帯 平成二十二年十一月二十九日
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項及び駐車場の自動車の出 入口の位置

平成二十二年十二月三十一日

- 二 届出年月日 平成二十二年十一月二十九日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 平成二十二年十二月七日から平成二十三年四月七日まで
 - 2 縦覧の場所岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課